

平成28年度 奈良市議会
「第3回 議会報告会」

日時：平成28年5月20日（金） 午後7時～

場所：奈良市役所西棟 3階 大会議室

奈良市議会 第3回議会報告会次第

日時：平成28年5月20日（金）午後7時～

場所：奈良市役所西棟 3階 大会議室

1. 開会のあいさつ

『第一部 議会報告』

資料ページ

2. 奈良市議会の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～ 6

3. 平成28年3月定例会の概要について・・・・・・・・ 7

4. 予算審査特別委員会の議案審査の概要について・・・ 8～19

『第二部 意見交換』

5. 質疑及び意見交換

6. 閉会のあいさつ

奈良市議会へようこそ！

市議会とは、市民の代表として選挙で選ばれた議員が、市の施策・事業の方針などについて話し合い、決定するところで、「議事機関」と言われています。

これに対し、市議会で決定したことを実際に行うのは、選挙で選ばれた市長や教育委員会などの行政委員会であり、「執行機関」と言われています。

議事機関である市議会と執行機関である市長等とは独立対等な関係にあり、この二元代表制により、両者の緊張関係をもって民主的な行政統制を果たそうとするものです。

議場の座席表

都市整備部長	建設部長	環境部長	会計契約部長	財政課長	総合政策課長	議長	議会事務局長	事務局					
市民生活部長	市民活動部長	観光経済部長	総務部長	財務部長	総合政策部長			教育総務部長	学校教育部長	危機管理監	子ども未来部長	保健福祉部長	
	副市長	副市長	市長			演壇	教育委員長	教育長	企業局長	消防局長	保健所長	監査委員	
1 松下 幸治	2 道端 孝治	3 太田 晃司	4 八尾 俊宏	5 柿本 元氣	6 九里 雄二	7 藤田 幸代	8 酒井 孝江	9 階戸 幸一	10 横井 雄一	11 山本 直子	12 白川健太郎		
13 今西 正延	14 鍵田美智子	15 山本 憲宥	16 東久保耕也	17 北 良晃	18 宮池 明	19 伊藤 剛	20 内藤 智司	21 山口 誠	22 松村 和夫	23 小川 正一	24 北村 拓哉		
25 浅川 仁	26 三浦 教次	27 植村 佳史	28 土田 敏朗	29 上原 篤	30 森岡 弘之	31	32 高杉美根子	33 松石 聖一	34 井上 昌弘	35 松岡 克彦	36 山口 裕司		
37 森田 一成	38 中西吉日出	39 松田 未作											
記者席													
傍聴席													

※議場の座席表は、平成28年3月31日時点。

市議会議員

市議会は市民の投票により選挙された議員によって構成されています。満20歳以上の日本国民で、市内に引き続き3カ月以上住所を有する住民には、市議会議員を選挙する資格（選挙権）があり、選挙権を有する満25歳以上の人には市議会議員に立候補する資格（被選挙権）があります。

奈良市議会の議員定数は、条例で39人としています。

市議会議員の任期は4年であり、現在の議員の任期は、平成29年7月30日までです。

議長・副議長

議長・副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は対外的に議会を代表するとともに、市議会が円滑に運営されるように努め、議場の秩序を保ちます。また、市議会のさまざまな事務を監督し、処理します。

副議長は、議長が出張や病気等で議長の職務を行うことができないときなどに、議長に代わってその職務を行います。

会派

奈良市議会において、所属政党や主義主張を同じくする議員同士が集まり、会派を結成して活動しており、現在5つの会派が結成されています。

所属議員が3人以上の会派には、各定例会において会派を代表して質問することが認められています。

なお、奈良市議会では、現在4人の議員が会派を結成せずに独自で議員活動をしています。

【会派別議員数】	38人
奈良未来の会	8人
自由民主党奈良市議会議員団	8人
日本共産党奈良市議会議員団	7人
公明党奈良市議会議員団	6人
革新新政会	5人
無所属	4人

市議会の仕事

市議会は、地方自治法等で多くの権限が与えられており、市政の重要事項を審議する大切な役割を担っています。
市議会の仕事の主なものは、次のとおりです。

議決	条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、主要な契約の締結など、市政の重要な事項について議決をします。
調査・検査	市の仕事が正しく行われているかどうか事務の内容を調査したり、検査したりします。
同意	副市長・教育委員・監査委員などの選任には議会の同意が必要です。
選挙	議長・副議長や選挙管理委員等を選挙します。
意見書の提出	公共の利益に関することについて、国や県などに意見書を提出します。
請願の審査等	市民等から提出された請願を審査したり、陳情を受け付けます。
政策立案・提言	市政の課題・問題を解決するために必要な施策を、議会側から立案・提言します。

定例会と臨時会

市議会には、定期的に招集される定例会と、特に緊急な事案が生じた場合に招集される臨時会があります。奈良市議会の定例会は年4回（3月、6月、9月、12月）と定めています。

招集するのは市長の権限ですが、その他にも議会運営委員会の決定を得て議長から請求があった場合や議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければなりません。

市議会は、開会から閉会までの一定期間、活動能力を持ちます。この期間を市議会の会期と言います。

本会議

全議員で構成する会議で、市議会に提出された議案に対して、最終的な意思決定を行います。

招集された日に議員定数の半数以上の議員が出席したとき、議長の宣告により開会されます。会議は、議場において議長がその日の議事日程に従って進めていきます。

委員会

市の施策・事業は非常に広範囲かつ複雑なため、全ての問題を本会議だけで審議することは困難で、少数の議員で構成する委員会を設置して審査しています。

奈良市議会では、閉会中にも委員会を開き、審査・調査を行います。各定例会ごとに閉会中継続審査・調査の申し出がされ、議決することで審査・調査する事項を決定しています。

委員会には、地方自治法の規定により設置されるものと、奈良市の条例の規定により設置されるものがあります。

その他の会議体

委員会のほかにも、市議会ではさまざまな事項を協議するために全員協議会、議員総会、幹事長会、内示会などの会議を行っています。

請願・陳情

請願・陳情は、市民等の意見や要望を行政に反映させるための制度で、誰でも市議会に請願書や陳情書を提出することができます。

傍聴

どなたでも本会議や委員会などの会議を傍聴することができます。

議会の広報

市議会は議会だより、ホームページ、インターネットで会議の生中継・録画配信などにより議会の情報を皆さんに発信するとともに、議会の活動を直接皆さんにお伝えする議会報告会を開催しています。

定例会の流れ



主な議会用語の解説

議事機関	市政運営のさまざまな事項について審議し、決定する機関のことで、議会のことを言います。
執行機関	市の施策等を執行する市長をはじめとする各種の機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など）のことを言います。
二元代表制	市長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度のことを言います。市長と議会議員が対等の機関として相互の抑制と均衡をとりながら、議論を通してよりよい市政運営を目指すものです。
意見書	市民の暮らしや生活に直接関わることで、議会が自治体の機関としての考えや意思を文書でまとめたものを言います。
議事	議決にいたるまでの審議の過程のことを言います。 本会議の日時や、その日の会議で取り上げる事件、順序などを記載したものを議事日程と言います。
理事者	執行機関から本会議・委員会に出席し、議案の説明や質疑・質問に対する答弁を行う者のことを指します。
議場	本会議が開かれる会議場を言います。 議場をふくめた、議会棟の総体を「議事堂」と呼びます。
質疑	議案などについて、議員が賛成・反対の判断を下すために、不明な点や詳しく知りたい点をただすことを言います。 不明確な点を明らかにするために行うもので、自己の意見を述べることはできません。
一般質問	議員が、市の一般事務について適正に行われているか、今後の計画など、疑問点を幅広く質問することを言います。
代表質問・個人質問	所属する会派を代表して、市政全般にわたり事務の執行状況や、方針・計画などを質問することを代表質問と言います。会派への所属を問わず、議員が個人として行う質問を個人質問と言います。
討論	議題となっている案件について、採決を行う直前に、賛成や反対などの意見を表明することを言います。討論を行うことで、自らの意思を表明するばかりでなく、他の議員に賛同を求めることで、その後の採決に影響を与える効果があります
採決	議長・委員長が、議案などについて出席議員・委員に賛否の意思表示を求め、集計することを言います。 採決には、簡易採決・起立採決・投票による採決の3種類あり、出席議員の過半数をもって可否が決定されます。

3月定例会の概要

平成28年3月定例会は、2月29日に開会し、会期を延長して3月30日に閉会しました。市長から提出された議案等74件及び議会が提案した議案1件が上程され、代表質問及び一般質問（個人質問）に計18人の議員が質問に立ち、市長の政治姿勢や、上程されている議案について、市長や関係理事者に質問を行いました。

2月29日の本会議では、監査委員の選任を始めとする議案等7件について原案に同意し、3月8日の本会議では、平成27年度奈良市一般会計補正予算（第4号）を始めとする議案10件は原案どおり可決し、平成28年度奈良市一般会計予算を始めとする議案57件は予算審査特別委員会に付託しました。

予算審査特別委員会では、付託された議案の質疑とともに新斎苑に関する集中審査や総括質疑を行い、採決の結果、「議案第18号奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正について」、「議案第23号奈良市小規模上下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について」、「議案第25号平成28年度奈良市一般会計予算」、「議案第51号奈良市総合福祉センター条例の一部改正について」の議案4件を否決すべきものと決し、それ以外の議案53件を原案どおり可決又は原案に同意すべきものと決しました。

3月25日の本会議では、予算審査特別委員会に付託された議案57件の採決を行い、予算審査特別委員会で否決すべきものと決定された議案4件のうち条例関係の議案3件は否決し、「議案第25号平成28年度奈良市一般会計予算」に対しては、日本共産党奈良市会議員団より「予算組み換え動議」が提出されましたが、賛成少数で否決し、中西議員ほか3議員より提出された修正案を賛成多数で可決しました。しかし、市長が議案第25号を再議（※）に付したため、会期を延長して改めて質疑・討論を行い、採決の結果出席議員の3分の2以上の賛成により3月25日の議決（修正可決）が確定しました。

なお、今回上程された議案等に対する各議員の賛否は巻末の一覧表をご覧ください。

※再議…議会が行った議決に対して、市長が異議があるなどの理由で、議会に審議のやり直しを求めることをいいます。「拒否権」ともいいます。

予算審査特別委員会

平成28年3月定例会に提案された議案のうち平成28年度奈良市一般会計予算など57議案を審査するため、15名の委員で構成する予算審査特別委員会が設置されました。

このページでは平成28年度予算等の議案審査の中心となった予算審査特別委員会の概要をご紹介します。

委員長



東久保耕也

副委員長



道端孝治



太田晃司



柿本元気



藤田幸代



階戸幸一



山本直子



白川健太郎



内藤智司



北村拓哉



三浦教次



植村佳史



高杉美根子



松石聖一



森田一成

○ 審査の概要

予算審査特別委員会は、平成28年3月8日に設置され、その日に正副委員長の互選と理事者への資料要求を行い、9日には要求資料の提出を受け、10日、11日、14日の3日間は付託議案全般について一般審査を、15日は平成28年度一般会計予算のうち、新斎苑に関連する予算の集中審査を、17日は市長の出席のもと総括質疑を行い、各委員から多くの課題に対して様々な角度で質問がなされました。

22日には討論・採決を行い、その結果、「平成28年度一般会計予算」、「市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正」、「小規模上下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定」、「総合福祉センター条例の一部改正」の4議案を賛成少数で否決すべきものと決定し、「平成27年度一般会計補正予算」、「平成28年度駐車場事業特別会計予算」、「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」の3議案を賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定し、残余の50議案は満場一致で原案どおり可決すべきものまたは原案に同意すべきものと決定しました。

予算審査特別委員会に付託された議案

第 2 号	平成 27 年度奈良市一般会計補正予算（第 5 号）
第 4 号	平成 27 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
第 6 号	平成 27 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 8 号	平成 27 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
第 9 号	平成 27 年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 10 号	平成 27 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）
第 17 号	奈良市税条例の一部改正について
第 18 号	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正について
第 19 号	奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例の廃止について
第 20 号	奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について
第 21 号	奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
第 22 号	奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
第 23 号	奈良市小規模上下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について
第 24 号	委託契約の締結について
第 25 号	平成 28 年度奈良市一般会計予算
第 26 号	平成 28 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
第 27 号	平成 28 年度奈良市国民健康保険特別会計予算
第 28 号	平成 28 年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
第 29 号	平成 28 年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算
第 30 号	平成 28 年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算
第 31 号	平成 28 年度奈良市駐車場事業特別会計予算
第 32 号	平成 28 年度奈良市介護保険特別会計予算
第 33 号	平成 28 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
第 34 号	平成 28 年度奈良市針テラス事業特別会計予算
第 35 号	平成 28 年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
第 36 号	平成 28 年度奈良市病院事業会計予算
第 37 号	平成 28 年度奈良市水道事業会計予算
第 38 号	平成 28 年度奈良市都祁水道事業会計予算
第 39 号	平成 28 年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算
第 40 号	平成 28 年度奈良市下水道事業会計予算
第 41 号	奈良市建築審査会条例の一部改正について
第 42 号	奈良市行政不服審査法施行条例の制定について
第 43 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第 44 号	奈良市情報公開条例等の一部改正について
第 45 号	奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
第 46 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第 47 号	奈良市職員の退職管理に関する条例の制定について
第 48 号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第 49 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第 50 号	奈良市手数料条例の一部改正について
第 51 号	奈良市総合福祉センター条例の一部改正について
第 52 号	奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
第 53 号	奈良市立診療所設置条例の一部改正について
第 54 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について
第 55 号	奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について
第 56 号	奈良市消費生活センター条例の制定について
第 57 号	奈良市自動車駐車場条例の一部改正について
第 58 号	奈良市火災予防条例の一部改正について
第 59 号	奈良市下水道条例の一部改正について
第 60 号	奈良市水洗便所設備費助成に関する条例の一部改正について
第 61 号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
第 62 号	包括外部監査契約の締結について
第 63 号	市道路線の廃止について
第 64 号	市道路線の認定について
第 65 号	公の施設の指定管理者の指定について
第 66 号	公の施設の指定管理者の指定について
第 69 号	奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について

予算審査特別委員会で質疑のあった主な項目

(一般審査)

質問要旨	答弁要旨
◎議案第18号関係	
<p>(地域自治協議会について)</p> <p>自治会加入率の低下や人口減少による地域コミュニティ弱体化の対策として、多様な主体が連携・協働し、地域コミュニティの再編と活性化を図る「地域自治協議会」を設立する為に、条例改正案が提出された。それに先駆けて、奈良市パブリックコメント手続に関する指針に基づいて意見募集を実施されたが、指針や、行政手続法第39条では、募集期間はおおむね1カ月を目安とされているのに、15日間と大変短かったが、その理由と法律との整合性は、またパブコメの資料について、条例改正の目的や意義、背景等が示されていない理由は。</p>	<p>市自治連合会と条例の改正案や規則案の調整に時間がかかり、二週間での意見募集となってしまった。</p> <p>行政手続法第39条との整合性は、地方自治体は原則除外で努力義務となっている。</p> <p>経緯や背景について、より詳しい説明が必要だと思い途中でホームページに掲載した。</p>
<p>(地域自治協議会について)</p> <p>地域において自己決定と自己責任の原則である中で、団体自治ばかりだけでなく、住民自治が重視される新たな地域自治システムと思っているが、この新しい地域自治組織の議論は、市が最初なのか、それとも自治連合会からか、その経緯や取組みは。</p>	<p>地域自治協議会の経緯としては、平成21年に制定した市民参画及び協働によるまちづくり条例で社会情勢の変化などに対応するため、5年を超えない期間で見直しをすることになっており、平成25年5月に諮問機関である市民参画及び協働によるまちづくり審議会に調査審議を委ねた。その中で、「地域コミュニティに係る部分について」は、その活動に実際に携わっている奈良市自治連合会に協議を依頼した。そこで市自治連合会は、同年6月に地域自治協議会検討委員会を設置され、平成26年2月に「地域自治組織の検討に関する中間報告書」を市長に提出された。</p>
◎議案第23号関係	
<p>(水道事業の運営権譲渡（コンセッション）方式について)</p> <p>東部・都祁・月ヶ瀬地域の官民連携事業について、提出資料から15年の収支見込みを見ると三セクパートナー事業者にとっては、利益が上がる事業とは思えないが、利益もほとんど上がらない事業にどうして民間企業は参入すると考えるのか。</p>	<p>コンセッション方式は、導入に向けて国の積極的な政策がある。上下水道事業においては、まだコンセッション実施の事例はなく、そのため全国的な注目度も高くなっている。今後もこの官民連携の流れは続いていくものと思われ、企業にとっては、早期に実績を上げ、官民連携事業や水道事業運営のノウハウを得ることは、大きな魅力であり、企業の関心も高まっている。</p>

予算審査特別委員会で質疑のあった主な項目

(一般審査)

質問要旨	答弁要旨
◎議案第25号関係	
<p>(要援護者対象者から外れた2万人のフォローについて)</p> <p>避難行動要支援者対象者数は約1万人とされて、要援護者対象者数の約3万人と比較すると対象者数が約2万人も少なくなっているが、この約2万人に対してどのようなフォローが行われるのか。</p>	<p>危機管理及び保健福祉の関係各課が連携し、自主防災防犯組織、自治会及び民生児童委員等の避難支援等関係者の協力を得て、対象となる方や各地区の関係団体に対して機会があるたびに本制度の趣旨、内容などを説明し、理解をいただきたいと考えている。また、市の広報紙等にも毎年、継続的に掲載するなど、しっかりとフォローしていく。</p> <p>更に、対象者から外れた要配慮者であっても、災害時に自ら避難することが困難な方であると自主防災防犯組織の会長、自治会長、もしくは民生児童委員等の避難等支援関係者が判断し、申請すれば、市の関係各課と協議し、「避難行動要支援者」として登録する。</p>
<p>(橋梁の点検について)</p> <p>奈良市管理橋梁674橋を平成30年度までに点検することを目標としているが、平成26年、27年の実績、28年度点検予定の橋梁が完了済みとなったあと、何件程橋梁点検が残っているのか。平成30年度までに完了させるための考えについて。</p> <p>また建設後50年以上経っている橋脚はどの程度あるのか、架設年次不明の橋梁はどの程度点検が残っているのか。</p>	<p>平成29年度以降に点検が必要となる橋梁数は、約541橋残る計画になっている。平成30年度までに全ての橋梁を点検するには、更なる予算確保が必要。予算には限りがあるため、職員が橋梁点検等の講習会を受講し、橋梁点検のスキルアップを図り直営での点検を実施することで進捗を図りたいと考えている。全橋梁674橋のうち建設後50年以上経過している橋は4橋梁あり、架設年次不明の橋は578橋ある。</p>
<p>(浸水対策について)</p> <p>市内の北袋町、川久保町、半田町付近および周辺地域は、若草山や奈良公園一帯を水源とする吉城川(よしきがわ)の下流域にあたり、雨水・下水の合流区域でもある。集中豪雨などが発生すると床上・床下浸水が起き、抜本的な対策が事実上棚上げされ、被害を繰り返す深刻な事態になっている。地元から市に対し対策の要望が何度も出されている。現状に則した中長期的な対策の見直しが必要ではないか。</p>	<p>大規模貯留管工事の目途が立っておらず、浸水被害の根本解決の見通しができていない。中長期的な対策を検討しなければならない時期にきている。来年度に専門的な知識を有する者を交えての計画案の再検討策定作業に着手する考えである。</p>

予算審査特別委員会で質疑のあった主な項目

(一般審査)

質問要旨	答弁要旨
◎議案第25号関係	
<p>(待機児童対策について)</p> <p>待機児童を解消するための対策として、国が進める施策である小規模保育事業を本市においても平成27年度に初めて実施し、平成28年度4月からは企業参入も認可し3カ所の拡充をされる。待機児童解消のための即効性を持つ小規模保育事業であるが、平成28年度予算に計上されている新たに3カ所を拡充することについて、市の認可事業である小規模保育の「保育の質の確保」また「3歳の壁」についてどう考えているのか。</p>	<p>企業参入を認可することもあり、行政のより丁寧な対応が必要となる。事業者同士の定期的会議など情報交換し連携できる場を設け、行政として積極的に関わっていくことが重要な責務であると認識している。また、事業者の努力義務になっている福祉サービス第三者評価を保育の質の向上を図る上で、受審の勸奨に努めていく。</p> <p>卒園後の3歳児の受け入れについては、優先的に利用調整ができるよう配慮し相談情報提供を充実する。</p>
<p>(子どもの医療費助成の拡大の財源について)</p> <p>消費税が5%から8%に引き上げられ、その増税分は、社会保障関係4経費に充当することとなっているが、どのような事業に充当されたのか。</p>	<p>引き上げに伴い社会保障関係費に充当することとされる増収分は、地方消費税では、17分の7に相当する額になっている。平成28年度予算では、地方消費税交付金を59億円と見積もっているため、24億3千万円となる。その額が社会保障関係事業に充当する額となる。それにより、子ども医療費助成やがん検診経費を拡大した。</p> <p>充当する社会保障関係事業経費として、障害者自立支援給付費などの障害者福祉や児童福祉、高齢者福祉、母子福祉、生活保護などの社会福祉事業、国民健康保険や介護保険などの社会保険事業、予防接種経費等の疾病予防対策などの保健衛生に関する経費、合わせて約571億円の事業費となる。</p>
<p>(少人数学級について)</p> <p>市長の第1期目のマニフェストで、小学校の全クラスを30人学級にし、日本一質の高い公教育を目指すとしていたが、その後表現が変わってきている。30人学級の効果がないなら最初のマニフェストでの思い込みだし、正しいならなぜ40人学級に戻すのか、財政上の理由ではと思わざるを得ない。言ったからには最後までやらないといけないと思うが、子どもを育てる環境としてはどちらがいいのか。</p>	<p>子どもの数が少なければいいとはいえないが、最適規模の研究もされていない。また、少人数学級の成果の検証も十分でないのが現状と思う。その一方で、いじめの件数は減っておらず、特別の支援を要する子どももふえ続けている。そのための課題も解決しなければならない。</p> <p>限られた厳しい財政状況の中で教育の質を落とすことなく施策の転換も図る意味では、平成28年度の小学校5・6年生の40人学級は、ある意味やむを得ない選択ではないかと考えている。</p>

予算審査特別委員会で質疑のあった主な項目

(一般審査)

質問要旨	答弁要旨
◎議案第25号関係	
<p>(待機児童問題について)</p> <p>ここ3年間、奈良市では待機児童対策を行っているにもかかわらずその数は減っていない。これは潜在的な保育需要が思っているより大きいということだと思う。潜在的な保育需要が掘り起こされることは担当課には大変かもしれないが、全市的に見ればメリットのあること。目に見えない数字も含めて保育需要のマックスを想定しアプローチすべき。また、こども園の新設は、保育園と幼稚園の統廃合を進めているにすぎず本質的な解決に迫っていると言いはし難い。もっと精査しながら慎重に進めるべきではないか。</p>	<p>幼保再編の計画については適正規模の観点で取り組んでいる。</p> <p>今後の再編に当たっては待機児童や開発の状況を見ながら進めていきたい。</p>
◎議案第49号関係	
<p>(議案第49号について)</p> <p>今回の改正は、すべての臨時保育教育士を対象に、その任用面や給与面の相違を解消して一元化し、処遇の改善を考えたところであるが、本市が抱える喫緊の課題である待機児童の要因である保育士不足の原因・要因等どのように考えているのか。</p>	<p>保育士不足は身体面だけでなく、アレルギー対応や、特別な支援を要する子どもへの対応、また家庭への子育て支援など心理的負担の増大もその要因の一つと考える。これらの厳しい労働環境に対し、いま全国的にその処遇改善が求められている。給与面等の処遇を改善する一方で、乳幼児期という子どもの大切な時期に関わる職員が、意欲を持って仕事に向かい、より質の高い保育を目指すことができるような職場環境を整えることが必要であると考えている。また、これまで出産を機に退職する人もいたが、復帰しやすいような職場環境を整える配慮も必要であると考えている。</p>
◎議案第51号関係	
<p>(はりきゅう治療所の廃止による事業の空白期間について)</p> <p>現在事業を行っている「みどりの家」から、民間事業者による施設の開設までには、仮に今議会で条例が成立したとしても、7月1日までの約3カ月しかない。利用者に対し説明し理解を得て、業者選定、業者による事業開始のための準備等が必要であり、「みどりの家」終了と新たな事業所の開始の間に空白期間が生まれることともなるのではないか。この空白期間が治療を受けている方にとってマイナスとならないかどうか心配。この空白期間についてはどのように考えているのか。</p>	<p>できるだけ速やかに新事業者を決定し、開所までの空白期間は短くなるよう努めるが、新しい事業者としては、就労継続支援A型事業所の指定申請や保健所への届け出の手続き、また、施設の整備を行うなど、適正な施術を提供するために一定の準備期間は必要と考えている。</p>

予算審査特別委員会で質疑のあった主な項目

(平成28年度一般会計予算のうち、新斎苑に関連する予算の集中審査)

質問要旨	答弁要旨
<p>(飛鳥地区自治連合会からの請願書の主旨について) 2015年2月に議会に提出された飛鳥地区自治連合会からの請願書の主旨について認識しているか。</p>	<p>請願書の反対理由としては、まず、「火葬場があるゆえの偏見」ということ、今回の計画地である横井町山林は「白毫寺の少し先」で偏見の払拭には程遠い状態が次の100年も続くという懸念、次に「火葬場と墓の町イメージの定着」で、白毫寺を通り霊柩車等の関係車両が増え、お墓と火葬場の町というイメージがますます定着してしまうという心配、最後に「景観の悪化と交通安全対策」で、周辺に民間の関連商業施設や墓地が立ち並べば、車両の増加により交通安全上の大きな問題が生じるという指摘である。</p> <p>これらの反対理由とともに、市長が一度事実上の白紙撤回をしたにもかかわらず、再度有力候補地として横井町山林を発表したことが白毫寺住民の思いを無視した行為であると主張され、新火葬場建設計画の白紙撤回を求められたものと認識している。</p>
<p>(他市からの受入れについて) 本市に新斎苑が出来た場合に、本市施設が建設後には最新の施設となるが、他市からの逆の立場、すなわち受け入れる側になることをどの程度想定しているのか。近隣には木津川市など直営の火葬場を持たない自治体もあるが、今後人口が増加することが予測される。奈良市新斎苑基本計画(案)には火葬炉数の検討の項目があるが、他市からの受入れ状況について、どの程度状況調査を行ったのか。</p>	<p>奈良県内の近隣市からの受け入れについては、保有している火葬炉に対し、年間火葬件数があまりにも少ないことから、また、木津川市についても、年間火葬件数の7割強が飯盛斎場を利用しており、極端な増となるような想定はしていないので、状況調査は行っていない。</p>
<p>(基本計画案の虚偽記載の疑義について) 問 土砂災害防止法では、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害発生の恐れがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うとされているが、市民に公開された新斎苑基本計画案の土砂災害警戒区域指定図には、奈良県が、平成20年に指定、公開している鹿野園町の土石流警戒区域と警戒流域の記載が無かった。しかし、その後の説明では新斎苑周辺の地質状況として記載している。本来この図は市民に分かるよう掲載すべきで、情報の隠ぺいと考えざるを得ない。なぜ基本計画案に掲載しなかったのか。</p>	<p>土石流区域は、鹿野園町の東側の外れで、建設計画地から約250m以上離れており、その流域面積は5haで建設地西側の丘陵地に当たる。また、区域の溪流地が市道東部第285号線の個人地となる南側に位置している。更に建物建設の位置を検証したところ、直接土石流に関連性が無いことから掲載していない。</p>

予算審査特別委員会で質疑のあった主な項目

(平成28年度一般会計予算のうち、新斎苑に関連する予算の集中審査)

質問要旨	答弁要旨
<p>(自然災害発生時の被害想定について) 新斎苑基本計画案の建設計画地やその周辺地域に断水や湧水、ため池、土砂災害危険溪流、地滑り地区等があり、近接する住民が建設に関連して自然災害が発生しないか不安だと声を上げていることは十分理解できる。奈良盆地東縁断層帯で地震が発生したときに予想される地滑りや崖崩れ、集中豪雨時の土石流発生の危険等について詳細な調査をし、その資料を全部公開して住民への説明をつくすべき。建設計画地や周辺地域が奈良盆地東縁断層帯に近接していることの影響や、大規模な地震や局所的な集中豪雨が発生した際の土砂災害や土石流、地滑り等について、どのような具体的影響がでると想定しているのか。</p>	<p>大規模な地震、局所的な集中豪雨が発生した際の被害想定は研究していない。</p>
<p>(整備事業に係る懸念される自然災害の対策等について) 新斎苑への進入路入口の橋梁部分の斜面安定解析調査の終了時期と、その結果対策が必要な場合の財源確保について。 また、地滑りが懸念される地域の水脈調査結果と、候補地が適地であること条件に「周辺250m以内に居住地がない」ことが挙げられているが、それが条件となる根拠について。</p>	<p>斜面安定解析調査は平成27年11月から着手し、平成28年の降雨量が多くなる梅雨時期の実施もあり夏頃に結果報告する予定。対策が必要な場合は財政課と調整し財源確保に努めていく。地滑りの調査・地下水の水脈調査結果から地すべり指定区域内の地すべりは現在安定状況にあり、建設による影響は想定しにくい状況にある。候補地が適地であること条件となる根拠は、「奈良市墓地等の経営の許可に関する条例」第8条の規定にある「住宅等の敷地から250m以上離れていること」と明記されている。</p>
<p>(事業を進める上での考え方について) 新斎苑建設事業を今後進めていく上で、副市長の思いも含めどのように考えているのか。</p>	<p>新斎苑建設については、昭和30年代の白毫寺町からの移転要望を受けて60年近くたった今でも実現ができていない状況である。地権者や住民の反対があつてとされているが、やはり本市としての責任を感じずにはられない。火葬場は嫌悪施設として、候補地となった住民の皆様に積極的に賛成して頂くことは大変難しいことと思う。しかし現時点でこの新斎苑事業を白紙に戻すということは、今までの経験を活かすことなく同じことを繰り返すことになる。地元では「市民のために受け入れよう。嫌がっているそんな時代じゃない」と総論賛成、各論反対がほとんどの中で本当に暖かい言葉も頂いている。我々にはこの60年来の課題を解決するために努力する義務があると考えている。</p>

予算審査特別委員会で質疑のあった主な項目

(平成28年度一般会計予算のうち、新斎苑に関連する予算の集中審査)

質問要旨	答弁要旨
<p>(新斎苑建設予定地の地質調査の結果を受けて)</p> <p>今回の委員会に提出された地質調査の結果を地元住民の安心につながるものであるとご答弁された。地すべりについて、この資料からは「斎苑建設の影響で近隣住宅に被害を与える可能性は低い」ということ。「周辺地において、斎苑を建設するしないに関わらず地すべりが起こる可能性はある」という2点が読み取れる。そして同資料によると建設予定地に大きな崖錐斜面があり、崖錐斜面を辞書で調べると「浸水性が高いため地すべりを起こしやすく、集中豪雨の時は斜面から土石流を引き起こしやすい」とあった。</p> <p>問題なのは崖錐斜面という単語も認識していない担当課が、この資料を見て安心につながると答弁される無責任さだと思うがどうか。</p>	<p>斎苑は建設予定地の中の平坦な地に建てることを想定しており、崖錐斜面については今後の調査を受けて利用も含めて計画を考える。</p>
<p>(新斎苑の建設事業費について)</p> <p>仲川市長の誕生直後に横井町の山林は、工費が高い、工期が長い、周辺の渋滞問題などの理由で断念し、市内全体から改めて場所を検討していく方針変更をした。</p> <p>今議論されている新斎苑の基本計画は工事費が51億4,300万円となっていたが、その後57億円かかるとなっている。現計画は、断念前の概算工事費46億7千万円に比べ10億円以上も高くなっているにもかかわらず、厳しい財政状況を踏まえ、華美になることなく、規模、内容、コストなどを総合的に見直し、経費の節減につなげるとしている。言っていることとしていることが全然違うのではないか。</p>	<p>51億円は建設事業費で、57億円はそれ以外の部分も含んだ総事業費として、現在想定している。</p> <p>平成21年2月の計画と比較しかねるところはあるが、特に建築工は、最近建てられた火葬場の平均的なものから単価を出した。労務単価の以前の積算はわかりかねる。道路形状も違っていたと思う。</p>

予算審査特別委員会で質疑のあった主な項目

(総括質疑)

質問要旨	答弁要旨
<p>(新斎苑建設事業について)</p> <p>市長は初当選後、インフラ整備に多額の費用を要することや、地元住民の思いなど総合的に勘案し、市域全体から別の候補地も考えなければならないとして、一旦この横井町山林への建設を撤回されたが、その後再度、候補地とされ現在に至っているが、一旦撤回されたことは結果的に誤っていたのではないか。</p> <p>その間の時間と他の候補地探しは、行政のムダをなくすことを公約に当選された市長にとって、ムダな時間を費やしたことになる。</p> <p>これまでのムダな時間と判断の誤りや、市民の血税を費やした責任は非常に重いものがあると思うがどう考えているか。</p>	<p>今までの市の取り組みについて、行政も議会も誠心誠意議論を尽くしてきたと認識している。</p> <p>結果として現在も新斎苑を建設出来ていないことは大変残念ではあるが、これまでの取り組みが無駄であったと考えていない。</p> <p>今後も、新斎苑の建設を一日も早く実現してほしいという多くの市民の願いを実現するため精一杯努力したい。</p>
<p>(教科書謝礼金問題について)</p> <p>教科書の出版社が部外者への開示が禁止されている検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた問題で、12社が延べ5,147人に見せ、うち10社が延べ3,996人に謝礼の金品を渡していた。</p> <p>公立学校の教科書採択は、もっとも公平、公正であるべき仕事であるにも関わらず、このような不祥事が起こっていた事に関して、徹底的に調査する必要があると考える。本市の調査対象となった教員や教科書採択に影響のあった者はいたのか。</p>	<p>聞き取り調査を行った結果、教科用図書の採択に影響を及ぼした者はいなかったが、金銭の提供を受けた者もあったので、文部科学省へ回答した。今回の一連の問題において、市の一部教員に認識の甘さがあったことは、大変残念で教科用図書の採択に対する信頼を揺るがしかねない事態であり、看過できない重大な問題であると認識している。その者達の処分、公表も適切に対応すると同時に、速やかに対応を進めたいと考えている。</p>

予算審査特別委員会で質疑のあった主な項目

(総括質疑)

質問要旨	答弁要旨
<p>(少人数学級について)</p> <p>市独自の少人数学級を3年連続して後退させ、来年度小学5・6年生の学級編制上限を35人から40人に緩和。奈良市は全国に先駆けて30人学級をすすめると宣言し、市長マニフェストで公約、2期目選挙でも小学校全学年実施を自ら実績に挙げておきながら、選挙がすめば平気で後退させることは許されない。いじめ対応等の個別の課題を強化するのに、学級編制の基本的条件を崩すのは本末転倒である。市長に公約違反の認識はあるか。</p>	<p>いじめ課題等個別の対応が求められており、施策の積極的な転換が必要。少人数学級編制は限られた財源の中で総合的に取り組む。</p>
<p>(新斎苑の整備について)</p> <p>安全対策には万全を期すべきと考えるが。</p>	<p>土砂災害警戒区域の「地すべり警戒区域」については、計画地周辺に大きく分けて2カ所ある。</p> <p>一つは、平成27年3月に県知事より指定された県道奈良名張線の高円山の斜面で、現在、ボーリング調査を実施し、地下水の変化と地すべりの変動状況の把握や斜面安定解析調査を行っている。対策等が必要な場合は、県と協議して対策工事を検討する。</p> <p>もう一つは、八坂神社周辺(鹿野園町東側)の区域で平成7年7月に国交大臣から地すべり防止区域に指定され、既に県で対策や工事が施され、平成26年の調査の結果、地すべりは進んでおらず、今回の調査でも「新斎苑建設による影響は想定しにくい」という報告であった。</p> <p>「土石流警戒区域」については、鹿野園町東側(鉢伏街道沿い)に位置し、今回の調査で「新斎苑建設による影響は想定しにくい」という報告であり、住民の不安解消に努める。</p>

予算審査特別委員会で質疑のあった主な項目

(総括質疑)

質問要旨	答弁要旨
<p>(奈良の食プロジェクト事業について)</p> <p>奈良の食プロジェクト事業について今年度は予算がついていない。毎年600万円をかけてフランスまで奈良のお茶を売り込みに行っていたわけだが、契約に至った例は1件もないと聞いている。もともとどういう勝算があるのか、どういう戦略をもって挑むのか、全く見えないまま始まったプロジェクトだった。奈良市のブランド化戦略は悪くないがまだまだ市民にも定着していないのが現状である。</p> <p>今後は地に足をつけた展開を考えるべきと思うが、今回の予算は、失敗を認めてこの事業を止めるということだと理解してよいか。</p>	<p>わかりやすい答えが即物的に出たわけではないが、奈良市の取り組みが別の場所で話題になりビジネスにつながったという話も聞いている。そういう意味で反響は多面的に出ていると考えられる。</p> <p>今後については止めるということではなく、形を変えて取り組みを続けていくつもりだ。</p>
<p>(議案第23号について)</p> <p>市長が就任当初の事業仕分けの最初の挨拶の中で、今までの予算は役所の机の上や、議会という密室の中でつくられてきたと言われたが、今回の議案第23号は議会や市民にも公にされず、局内で検討されたと聞く。自分で言うおきながら、水道を民間に委託するという重大な議案を唐突に出してくるのは、時期尚早で、しっかり議論しないとイケない。これこそ密室の中でつくられたものと断ぜざるを得ないがどうか。</p>	<p>東部・都祁・月ヶ瀬地域の小規模上下水道施設のコンセッション的業務委託については、企業局で平成24年度から国による調査、研修を受け、先進事例等を調査研究し、今後の奈良市の事業のあり方の検討を積み重ねてきた案である。十分な説明がないという意見も出ているが、今までのやり方を踏襲するだけでは道が切り開けないとも思っており、少し斬新な事業の案かもしれないが、新しい案をどんどん生み出すことが大変重要と考えている。</p>

議 会 役 員 一 覧 表

議 長 浅 川 仁 副 議 長 北 良 晃

会 派 名 簿			常 任 委 員 会					議 会 運 営 委 員 会	広 報 広 聴 委 員 会
会 派 名	人 員	議 員 氏 名 (幹 事 長 以 外 は 議 席 順)	総 務	観 光 文 教	厚 生 消 防	市 民 環 境	建 設 企 業		
奈 良 未 来 の 会	8	◎ 中 西 吉 日 出 松 下 幸 治 道 端 孝 治 今 西 正 延 鍵 田 美 智 子 浅 川 仁 三 浦 教 次 森 田 一 成	△ 道 端 森 田	中 西	△ 今 西	鍵 田 浦 三	△ 松 下 浅 川	道 端 鍵 田 ○ 森 田	道 端 鍵 田
自 由 民 主 党 会 派 奈 良 市 員 議 員 団	8	◎ 土 田 敏 朗 太 田 晃 司 八 尾 俊 宏 山 本 村 憲 有 史 東 久 保 耕 末 也 作 植 村 佳 佳 松 久 田 末 末 作	北 土 田	○ 山 本 植 村	松 田	八 尾 東 久 保	太 田	△ 太 田 山 本 憲 東 久 保	八 尾 山 本 憲
日 本 共 産 党 会 派 奈 良 市 員 議 員 団	7	◎ 北 村 拓 哉 山 本 直 子 白 川 健 太 郎 小 川 正 裕 一 司 井 上 昌 弘 岡 克 彦 山 口 裕 一 司	山 口 裕	△ 小 川 北 村	白 川 岡	○ 山 本 直	井 上	井 上 岡	白 川 山 口 裕
公 奈 良 明 市 員 議 員 団	6	◎ 森 岡 弘 之 九 里 雄 二 藤 田 幸 代 子 宮 池 明 伊 藤 里 藤 高 杉 美 根 子 森 岡 池 明 伊 藤 里 藤 高 杉 美 根 子	高 杉	宮 池	○ 藤 田 伊 藤	△ 九 里	森 岡	九 里 藤 岡	藤 田 高 杉
改 革 新 政 会	5	◎ 山 口 誠 階 戸 幸 一 横 井 雄 一 内 藤 智 司 松 村 和 夫 井 雄 一 内 藤 智 司 松 村 和 夫 井 雄 一	○ 内 藤	横 井	階 戸	松 村	山 口 誠	階 戸 内 藤	○ 内 藤
無 所 属	4	柿 本 元 氣 酒 井 孝 江 上 原 雋 松 石 元 氣 井 孝 原 雋 松 石 元 氣 井 孝 原 雋		上 原	酒 井	柿 本	○ 松 石		酒 井
計	38		7	8	8	8	7	12	10

◎：幹事長 ○：委員長 △：副委員長 (平成27年12月1日現在)

※予算決算委員会については、議長を除く全議員37名で構成されます。